

第2章

人権全般に関する基本的施策の推進

1. 人権全般に共通する課題

(1) 第3次実施計画における取り組みと課題

I. 取り組みの現状

人権意識の高揚を図るための人権教育は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。

そのため、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等の人権へのかかわりが深い特定職業従事者に対しては、確かな人権意識とともに差別をなくす意志と実践力を身につけ、人権教育や啓発を地域に発信できるよう、そして主体的に学習できるよう研修等を実施してきました。

また、人権教育・啓発の推進は、公的機関だけで取り組みができるものではないため、市民や企業等を対象として開催している各種講演会や研修会についても、講師派遣や啓発資料の配布等を行い、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図ってきました。

人権全般に共通する課題目標として、①人権意識の高揚を図るための施策の推進と、②相談・支援・救済体制の充実 を掲げ取り組みを実施してきました。

① 人権意識の高揚を図るための施策

市職員に対しては、総務課と連携し職員研修を実施するとともに、県や他市が行う研修会や講演会に積極的に参加してきました。また、DVD 等を活用した研修をほぼ全課で実施しており、人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

また、毎年 7 月に部落差別をテーマとする人権講演会、11 月には人権重点課題をテーマとする「市民のつどい」を開催し、市民の主体的な人権教育の推進を図るとともに、地域・民間企業・団体等については、宇佐市人権啓発推進協議会の加入団体を中心に講演会の案内やポスター・チラシの配布、講師派遣の案内などを行い、情報提供を行ってきました。

② 相談・支援・救済体制の充実

市民が人権侵害を受け、人権相談を受けた場合は、助言や援助等の支援を受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、市担当部署や各種関連機関などの紹介に努めるとともに、人権救済が必要な事案については法務局等と連携し、事案に即した柔軟な対応を行ってきました。

II. 課題

① あらゆる差別を解消し、人権が眞に尊重されるまちづくりの実現のためには、市民一人ひとりの人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠です。

そのためには、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、そして自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚することにより、人権を相互に尊重し合うことが重要となってきます。

市民一人ひとりが、人権問題に共通する普遍的の理念を踏まえた人権の意識や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に行うとともに、市民の自主的・主体的な学習活動を促進するため、総合的な視点に立った人権施策を推進していくことが必要です。

② 意識調査の結果では、研修会や講演会などの啓発事業への参加が、人権について考えるきっかけになっていることが推測される一方で、宇佐市主催の講演会等には「参加したことがない」という回答が71.8%（前回調査69.8%）、さらに、「現在の講演会や研修会について」の設問については、「差別をなくすために、もっと積極的に進めるとよい」「今のやり方でなく、工夫する必要がある」との回答が41.2%ありました。

今後は、このような調査結果や参加者の意見等を参考に、周知方法の工夫や内容の充実による参加者増に努めるとともに、地域・民間・団体等との連携による主体的な人権学習活動の促進を図っていく必要があります。

③ 人権侵害を受け、自らの人権を守ることが困難な状況にある相談者には、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へ繋ぎ、事案に即した柔軟な対応を行う必要があることから、各種の相談機関や公的制度等の人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供するための体制構築に努める必要があります。

（2）第4次実施計画における施策の基本的な方向性

共通する人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、市民の自立や社会参加を促進するための施策や人権救済・保護のための制度や施策を充実していくために、実態の把握に努めながら、人権全般に共通する施策を構築し、課題ごとの取組みに活用していきます。

課題目標及び 施策の方向性	(1)人権意識の高揚を 図るための施策	一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、身近な人権に関する様々な問題に敏感に気づき、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身に付けるための人権教育を行うとともに、市民の主体的な活動を促進する。
	(2)相談・支援・救済 体制の充実	市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するとともに、関係機関と連携して、救済・予防を促進・支援する。

(3) 課題目標を達成するため実施する事業

<人権全般>

(1) 人権意識の高揚を図るための施策	主な担当課
①特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 総務課 社会教育課 学校教育課 福祉課 健康課 子育て支援課 介護保険課</p>
②各課における人権教育の推進	<p>【全 課】</p>
③人権教育に取り組む指導者の養成	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 総務課 社会教育課 学校教育課</p>
④市民を対象とした研修会等による人権教育・啓発の推進	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 図書館</p>
⑤市民の主体的な人権教育に関する活動の推進	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 社会教育課 学校教育課 総務課</p>

<p>(1) 人権意識の高揚を図るための施策（続き）</p> <p>⑥地域・民間・団体との連携</p> <p>人権教育・啓発の推進は、公的機関だけで取組みができるものではなく、地域や民間企業、各種団体と連携し、積極的な推進を図ることが必要である。</p> <p>このため、地域・民間企業・団体等に人権教育・啓発の促進を図るとともに、必要に応じて講師派遣や講師紹介、チラシ・啓発冊子の啓発資料の情報提供を行う等、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図る。</p> <p>また、ホームページや「広報うさ」や「ほっとかんだより」に時節のあらゆる人権問題の記事掲載を行う。</p>	<p>主な担当課</p> <p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 社会教育課 商工振興課</p>
<p>(2) 相談・支援・救済体制の充実</p> <p>①市民の主体的な判断・自己実現の支援</p> <p>市民が人権侵害を受け、または、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手段を探したり、助言や援助等の支援を受けながら、主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動等、人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供する。</p> <p>さらに、市民が自立や社会参加を通して、自己実現を図ることができるよう支援するため、必要な支援情報を提供する。</p>	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 社会教育課 学校教育課</p>
<p>②人権救済・保護システムの充実</p> <p>自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐことにより、事案に即した柔軟な対応を行う。</p> <p>また、自立生活を営むうえで援助を必要とする市民を支援するため、様々な施策を実施することにより、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図る。</p>	<p>【全 課】</p> <p>人権啓発・ 部落差別解消推進課 市民課 福祉課 子育て支援課 介護保険課</p>
<p>③公共施設等のバリアフリーの推進</p> <p>学校や庁舎等の公共施設について、建設や改修時点において、バリアフリー化を推進していく。</p>	<p>【全 課】</p> <p>行財政経営課</p>